

しながわゼロカーボンアクション助成事業実施要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日区長決定

要綱第 83 号

改正 令和 8 年 4 月 1 日区長決定

要綱第 80 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に、創エネルギー機器および省エネルギー機器等を設置した者に対し、その経費の一部を助成することにより、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量を削減し、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住民登録をしている者をいう。
- (2) 管理組合等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合または同法第 2 条第 4 号に規定する管理者等をいう。
- (3) 法人 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者または個人事業主をいう。
- (5) 集合住宅 1 棟の建物のうち構造上区分され、独立して住居としての用に供することができる部分が 2 戸以上ある建物をいう。
- (6) 戸建住宅 独立した 1 棟の建物であり、集合住宅以外の住宅をいう。
- (7) 二酸化炭素排出量算定クラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。） 二酸化炭素排出量を算定することを目的としたシステムをいう。
- (8) B E L S 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 33 条の 2 に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (9) B E L S 評価書 B E L S に基づき、建物の省エネルギー性能を第三者評価によって認証したことを証明するものをいう。
- (10) Z E B 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制等により、年間の一次エネルギー消費量を大幅に削減することを目指した建築物で、『Z E B』、「N e a r l y Z E B」、「Z E B R e a d y」および「Z E B O r i e n t e d」のいずれかの要件を満たし、B E L S 評価書を取得したものをいう。

- (1 1) Z E H 外皮の断熱性能等を大幅に向上させること等により、年間の一次エネルギー消費量を大幅に削減することを目指した住宅で、『Z E H』、『Z E H +』、『N e a r l y Z E H』、『N e a r l y Z E H +』、『Z E H O r i e n t e d』および『Z E H R e a d y』のいずれかの要件を満たしたものをいう。
- (1 2) 東京ゼロエミ住宅 東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱(令和元年6月28日付31環地環第86号)に規定する東京ゼロエミ住宅をいう。
- (1 3) 上乘せ設計費 Z E Bに係る設計・検討および省エネ計算に要する費用をいう。
- (1 4) Z E V 走行時にC O 2等の排出ガスを出さない車両をいう。

(対象機器等、助成対象者および助成要件等)

第3条 助成の対象機器等(以下「助成対象機器等」という。)、助成対象者、設置等の対象となる建物、助成要件、対象経費および助成金額は、別表に定めるものとする。

(受付期間等)

第4条 助成金の交付および請求申請の受付期間は、助成対象年度の5月に属する最終月曜日から翌年3月に属する第三月曜日までとする。ただし、当該日が「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)」に定める休日に当たる場合は、その直後の平日を当該日とみなす。

- 2 助成金の交付および請求申請の受付は先着順に行い、助成件数が予定件数に達した日をもって、申請の受付を終了する。ただし、クラウドサービスにおいては事前協議の申請をもって受け付けたものとし、事前協議の件数が予定件数に達した日をもって、申請の受付を終了する。

(助成対象機器等の設置等完了日)

第5条 助成対象機器等の設置等完了日は、機器の設置が完了した日とする。ただし、次に掲げる助成対象機器等については、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 省エネルギー家電 対象機器を購入した日
- (2) クラウドサービス 利用終了日
- (3) Z E B設計 B E L S評価書の交付を受けた日
- (4) Z E H 国または東京都が実施するZ E Hまたは国が定めるZ E H水準以上の住宅を助成対象とする助成事業の交付確定を受けた日
- (5) 東京ゼロエミ住宅 東京都の「東京ゼロエミ住宅普及促進事業」において、助成対象住宅として助成金の交付確定を受けた日
- (6) Z E V 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車および

超小型モビリティにおいては初度登録年月の属する月の末日、原動機付自転車・側車付二輪自動車およびミニカーにおいては新車登録日

- 2 太陽光発電システム、蓄電池システム、事業所用LED照明、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、ヒートポンプ給湯器および宅配ボックスの設置が建物の新改築工事に付随する場合は、建物完成後の引き渡し時点で設置が完了したものとみなす。
- 3 助成対象機器等の設置等完了日は、助成を受けようとする年度の4月1日から前条第1項に定める受付期間の最終日までの間の日でなければならない。ただし、第1項第2号については、前条第1項に定める受付期間の最終日の翌日以降も継続してサービスを利用する場合、前条第1項に定める受付期間内で区長が定める日を、第1項第4号から第6号までについては、設置等完了日の翌日から起算して1年以内で区長が定める日を設置等完了日とみなすことができる。

(クラウドサービスにおける助成金額算定の対象期間)

第6条 クラウドサービスにおいては、助成金額算定の対象となる期間を当該サービスの利用開始日から前条で定める設置等完了日までとする。

- 2 助成対象年度以前より継続してクラウドサービスを利用している場合は、助成を受けようとする年度の4月1日を利用開始日とみなすことができる。

(クラウドサービスにおける事前協議)

第7条 クラウドサービスにおいては、助成金の交付を受けようとする者は、交付申請前かつ第4条第1項に定める受付期間内にしながわゼロカーボンアクション助成金(二酸化炭素排出量算定クラウドサービス)事前協議書(第1号様式)により、区長に協議をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、電子情報処理組織を使用して事前協議を行わせることができる。この場合において、事前協議者は電子上で必要な事項を回答するとともに、前項に掲げる書類の電磁的記録を提出しなければならない。
- 3 区長は、第1項の規定により協議を受けたときは、これを審査し、別表(第3条関係)に定める要件に該当すると認めるときは、しながわゼロカーボンアクション助成金(二酸化炭素排出量算定クラウドサービス)事前協議承認書(第2号様式)により承認するものとする。
- 4 区長は、第1項の規定により協議を受け、審査の結果、要件に該当しないと認めるときは、しながわゼロカーボンアクション助成金(二酸化炭素排出量算定クラウドサービス)事前協議不承認書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 5 第3項の規定により、承認を受けた者(以下「助成予定者」という。)は第4条1項に定める受付期間の最終日までにクラウドサービスの利用を開始しなければならない

ない。

(クラウドサービスにおける変更・取下げ協議および回答)

第8条 前条に定める助成予定者が承認された内容を変更または取下げしようとするときは、事前にしながわゼロカーボンアクション助成金(二酸化炭素排出量算定クラウドサービス)変更・取下げ協議書(第4号様式)に必要書類を添えて、区長に協議するものとする。

2 区長は、前項の規定により変更の協議を受けたときは、これを審査し、しながわゼロカーボンアクション助成金(二酸化炭素排出量算定クラウドサービス)事前協議承認書により承認するものとする。

3 区長は、第1項の規定により取下げの協議を受けたときは、前条2項の承認内容を取り消すこととし、速やかに助成予定者にその旨を通知する。

(交付申請等)

第9条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象機器等の設置等完了日後に、しながわゼロカーボンアクション助成金交付申請書兼請求書(第5号様式)および対象機器等詳細説明書(第6号様式)に、別に定める必要書類を添付して、区長に対し助成金の交付および請求申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、電子情報処理組織を使用して助成金の申請および請求を行わせることができる。この場合において、申請者は電子上で必要な事項を回答するとともに、前項に掲げる書類の電磁的記録を提出しなければならない。

(助成金額の確定および交付決定等)

第10条 区長は、第9条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは助成金の交付を決定し、助成金額を確定するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付が決定したときは、しながわゼロカーボンアクション助成金交付決定通知書(第7号様式)により申請者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

3 第1項の規定による審査により助成要件に適合しないと認めるときは、助成金の不交付を決定し、しながわゼロカーボンアクション助成金不交付決定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(手続代行者)

第11条 申請者は第7条の事前協議、第9条の助成金の交付および請求申請について、施工業者等に対してこれらの手続きを依頼することができる(以下「手続代行者」と

いう。)。

(申請内容の取下げ等)

第12条 助成金の交付を決定された者(以下「助成決定者」という。)は、第10条の規定による決定後、第9条の規定による申請を取り下げるときは、直ちにしながらゼロカーボンアクション助成金取下届出書(第9号様式)により区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項に掲げる届出を受けたときは、助成金の交付決定を取り消すこととし、速やかに助成決定者にその旨を通知する。

3 区長は、助成金の交付を受けた者が前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金について返還を求めることができる。

(交付決定の取消および助成金の返還等)

第13条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定または助成に付された条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに助成決定者にその旨を通知する。

3 区長は、助成金の交付を受けた者が前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金について返還を求めることができる。

(調査等)

第14条 区長は、助成金に関し必要があると認めるときは、助成予定者、申請者、助成決定者または手続代行者から報告を求め、または自ら調査を実施することができる。

(報告等)

第15条 前項に規定する報告のほか、区長は助成予定者、申請者、助成決定者または手続代行者に対し、必要に応じてその他の報告および資料の提供等を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

助成対象機器等	助成対象者	設置等の対象となる建物	助成要件	対象経費	助成金額
太陽光発電システム A	自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	自ら居住する戸建住宅 自ら居住する集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 IEC電気機器安全規格適合試験制度で認定されている認証機関（JET、VDE、TÜV Rheinland Japan、UL Japan等）により、認証を受けた製品であること。 2 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	出力1kWあたり5万円 （上限20万円）
	区内に事業の用に供する目的で、事業所または戸建住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	事業用に自ら所有または賃借する戸建住宅 事業用に自ら所有または賃借する事業所（延べ床面積150㎡未満）			
太陽光発電システム B	区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等	集合住宅の共有部分	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 IEC電気機器安全規格適合試験制度で認定されている認証機関（JET、VDE、TÜV Rheinland Japan、UL Japan等）により、認証を受けた製品であること。 2 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	出力1kWあたり5万円 （上限50万円）
	区内に事業の用に供する目的で、事業所または集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	事業用に自ら所有または賃借する集合住宅 事業用に自ら所有または賃借する事業所（延べ床面積150㎡以上）			
蓄電池システム A	自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	自ら居住する戸建住宅 自ら居住する集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 太陽光発電システムと接続されており、充電が可能であること。 2 国が実施するネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業において、当該事業の執行団体（一般社団法人環境共創イニシアチブ（SiI））に補助対象機器として過去2過年度以内に登録実績があるもの。 3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	蓄電容量1kWhあたり3万円 （上限30万円）
	区内に事業の用に供する目的で、事業所または戸建住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	事業用に自ら所有または賃借する戸建住宅 事業用に自ら所有または賃借する事業所（延べ床面積150㎡未満）			
蓄電池システム B	区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等	集合住宅の共有部分	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 太陽光発電システムと接続されており、充電が可能であること。 2 国が実施するネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業において、当該事業の執行団体（一般社団法人環境共創イニシアチブ（SiI））に補助対象機器として過去2過年度以内に登録実績があるもの。 3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	蓄電容量1kWhあたり3万円 （上限30万円）
	区内に事業の用に供する目的で、事業所または集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	事業用に自ら所有または賃借する集合住宅 事業用に自ら所有または賃借する事業所（延べ床面積150㎡以上）			
事業所用LED照明	区内に事業の用に供する目的で、事業所または住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等（個人事業主が賃借人を居住させる目的で賃貸する建築物に対象機器を設置する場合は対象外とする）	戸建住宅 集合住宅 事業所	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 事業の用に供する建物に設置するLED照明が以下の機器の種別に応じた基準をすべて満たすものであること。 (1)LED照明器具 ①固有エネルギー消費効率が85lm/W以上であること。 ②LEDモジュール寿命が40,000時間以上あること。 (2)LEDを光源とした内照式表示灯 ①定格寿命が30,000時間以上であること (3)電球形LEDランプ ①エネルギー消費効率が70lm/W以上であること。 ②定格寿命が30,000時間以上あること。 2 機器設置費用が10万円以上であること。 3 区内に所在地を有する施工業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	機器設置費用の1/2（上限50万円）
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	戸建住宅 集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）に登録されているもの。 2 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。 3 区が実施する「首都圏エネファーム・トクレット・ハーベスティング事業」に参加を表明すること。なお、対象機器がすでに別のクレジット化事業に登録済み、または登録見込みの場合はこの限りではない。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	上限20万円
ヒートポンプ給湯器（エコキュート・ハイブリッド給湯器）	自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	戸建住宅 集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 エコキュートについては、JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上（寒冷地仕様は2.7以上） 2 ハイブリッド給湯器については、熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102％以上 3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	上限5万円
省エネルギー家電（エアコン・冷蔵庫）	自らの居住の用に供する住宅で使用する目的で、対象機器を購入した区民	戸建住宅 集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 既設の機器のリサイクルをともなう購入であること。 2 区内の実店舗で購入した機器であること。 3 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が以下に該当すること。 (1)エアコン 100％以上（目標年度2027年度） 上記省エネルギー基準達成率の定めのない機器については通年エネルギー消費効率（APF）が5.3以上であること。 (2)冷蔵庫 105％以上（目標年度2021年度）	機器本体費	上限1万円

別表（第3条関係）

助成対象機器等	助成対象者	設置等の対象となる建物	助成要件	対象経費	助成金額
宅配ボックス	自らの居住の用に供する戸建住宅に対象機器を設置した区民 区内に事業の用に供する目的で戸建住宅を所有または賃借し、当該住宅に対象機器を設置した法人・個人事業主	戸建住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 施設できる構造となっていること。ただし、南京錠で施設するものは除く。 2 3辺の合計が75cm以上の荷物が設置できる大きさがあること。 3 袋式および折りたたみ式でないこと。 4 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。 5 購入から設置まで6か月以内に実施されたものであること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	【区内業者】 機器設置費用の1/2 （上限5万円） 【区外業者】 機器設置費用の1/2 （上限3万円）
	自らの居住の用に供する集合住宅に対象機器を設置した区民	集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 施設できる構造となっていること。ただし、南京錠で施設するものは除く。 2 3辺の合計が75cm以上の荷物が設置できる大きさがあること。ただし、集合住宅用の機器については、1つ以上のボックスが本要件を満たすこと。 3 袋式および折りたたみ式でないこと。 4 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。 5 購入から設置まで6か月以内に実施されたものであること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	【区内業者】 機器設置費用の1/2 （上限5万円） 【区外業者】 機器設置費用の1/2 （上限3万円）
	区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等 区内に事業の用に供する目的で集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した法人・個人事業主	集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 施設できる構造となっていること。ただし、南京錠で施設するものは除く。 2 3辺の合計が75cm以上の荷物が設置できる大きさがあること。ただし、集合住宅用の機器については、1つ以上のボックスが本要件を満たすこと。 3 袋式および折りたたみ式でないこと。 4 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。 5 購入から設置まで6か月以内に実施されたものであること。	機器本体・付属品費および設置にかかる費用一式	【区内業者】 機器設置費用の1/2 （上限10万円） 【区外業者】 機器設置費用の1/2 （上限8万円）
二酸化炭素排出量算定クラウドサービス	区内に事業の用に供する目的で事業所を所有または賃借し、当該事業所の二酸化炭素排出量を算定し、環境経営を推進するために、対象サービスを導入した中小企業者等	事業所	二酸化炭素排出量の算定を目的としたシステムであること。	助成対象年度内に支払った対象サービスの導入に要する初期費用および利用料金	上限30万円
ZEB設計 （延べ床面積が300㎡以上2,000㎡未満）	区内にZEBを建設する法人	区内に建設済みまたは建設予定のZEB建築物	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 新築、増改築、既存改修のいずれかを目的として「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの認証を受けること。 2 建築するZEB建築物の延べ床面積が300㎡以上であること。 3 上乗せ設計費を支払ったもの。	ZEB設計に係る上乗せ設計費	上限150万円
ZEB設計 （延べ床面積が2,000㎡以上）	区内にZEBを建設する法人	区内に建設済みまたは建設予定のZEB建築物	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 新築、増改築、既存改修のいずれかを目的として「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの認証を受けること。 2 建築するZEB建築物の延べ床面積が300㎡以上であること。 4 上乗せ設計費を支払ったもの。	ZEB設計に係る上乗せ設計費	上限300万円
ZEH・東京ゼロエミ住宅	区内に住宅を建築し、ZEHまたは国が定めるZEH水準以上の住宅を助成対象とする助成事業、または「東京ゼロエミ住宅普及促進事業」の助成の交付決定を受けた区民	戸建住宅 集合住宅	以下の要件をすべて満たすものとする。 1 次のいずれかの助成金の交付決定を受けた住宅であること。 ①ZEH ZEH（「ZEH」、ZEH+」、Nearly ZEH、Nearly ZEH+、ZEH Oriented、ZEH Ready）または国が定めるZEH水準以上の住宅を助成対象とする国または東京都が実施する助成事業。 ②東京ゼロエミ住宅 東京都の「東京ゼロエミ住宅普及促進事業」。 2 申請者が工事発注した住宅であること（建売住宅、中古住宅は除く）。 3 「1」の助成金の交付決定を受け、その交付決定日の翌日から起算して1年以内に申請を行うこと。	対象住宅の建築にかかる費用一式	上限30万円
ZEV（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、超小型モビリティ）	自らが使用する目的で、対象車両を新車で購入またはリース契約を締結した区民 自らの事業の用に供する目的で、対象車両を新車で購入またはリース契約を締結した区内に住所を有する中小企業者等		以下の要件をすべて満たすものとする。 1 未登録の対象車両を購入またはリース契約を締結し、初度登録年月の属する月の末日の翌日から起算して1年を経過していないこと（中古の輸入車の初度登録車を除く）。 2 購入した対象車両が、一般社団法人次世代自動車振興センターの実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において、補助対象車両として認定されていること。 3 対象車両を購入した販売店に対する支払い、またはローン契約・分割払い契約もしくはリース契約が完了していること。 4 申請者が対象車両の使用者であること。 5 使用の本拠が区内であること。 6 リースの場合、リース契約期間が4年以上であること。	車両本体費またはリース料	上限10万円
ZEV（原動機付自転車・側車付二輪自動車、ミニカー）	自らが使用する目的で、対象車両を新車で購入またはリース契約を締結した区民 自らの事業の用に供する目的で、対象車両を新車で購入またはリース契約を締結した区内に住所を有する中小企業者等		以下の要件をすべて満たすものとする。 1 未登録の対象車両を購入またはリース契約を締結し、新車登録日の翌日から起算して1年を経過していないこと。 2 購入した対象車両が、一般社団法人次世代自動車振興センターの実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において、補助対象車両として認定されていること。 3 対象車両を購入した販売店に対する支払い、またはローン契約・分割払い契約もしくはリース契約が完了していること。 4 申請者が対象車両の使用者であること。 5 定置場が区内であること。 6 リースの場合、リース契約期間が3年以上であること。	車両本体費またはリース料	上限2万円

備考

- 1 太陽光発電システムおよび蓄電池システムの助成額計算に用いる出力および蓄電容量は、小数点以下第3位を切捨てるものとする。
- 2 省エネルギー家電については、エアコンおよび冷蔵庫をそれぞれ同一年度内において、各1回に限り申請ができるものとする。
- 3 宅配ボックスについては設置する建物が高齢者等においては同一年度内において複数回申請することができることとする。また、区内・区外業者の判断は、購入先または工事を請け負った業者の所在地で判断するものとする。
- 4 二酸化炭素排出量算定クラウドサービスについては過去に区が実施する同様の助成を受けた者は申請不可とする。また、同一サービスを1契約で複数の事業所に導入する場合は、1つ以上の事業所に区内に所在地を有することを要件とする。
- 5 ZEH・東京ゼロエミ住宅における「交付決定」とは、工事完了後に助成要件に定める国または東京都の助成事業の要件を満たしていることを証明する検査等を受け、助成金の交付が確定することをいう。
- 6 ZEVについては、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、超小型モビリティ、原動機付自転車・側車付二輪自動車およびミニカーをそれぞれ同一年度内において、各1回に限り申請ができるものとする。また、リース契約を助成要件に定める期間未満で解約する場合は、あらかじめ区に報告を行うものとし、満了していない月数分の助成金を区に返還するものとする。
- 7 上記の別に定める助成対象機器等を除き、各助成対象機器ごとに同一年度内において、各1回に限り申請ができるものとする。
- 8 同一の対象機器等について、区の助成を受けている場合は助成対象外とする。ただし、ZEHまたは東京ゼロエミ住宅においては、国や東京都等から受領する助成額と本要綱に定める助成額の合計が、対象経費を超えない範囲において、本要綱に定める太陽光発電システム、蓄電池システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、ヒートポンプ給湯器（エコキュート・ハイブリッド給湯器）、宅配ボックスとの併用を可とする。
- 9 同一の対象機器等に対し、複数人が交付申請を行うことは不可とする。
- 10 対象機器等は、未使用のものに限る。ただし、ZEVをリースで導入した場合はこの限りではない。
- 11 助成対象者は法令等および公序良俗に反していない者とする。
- 12 設置等の対象となる建物について、当該建物が居住用途かつ事業用途に供されており、助成対象機器等が当該建物の居住用途部分と事業用途部分の両方で利用される場合は、助成対象機器等が家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、ヒートポンプ給湯器（エコキュート・ハイブリッド給湯器）、省エネルギー家電（エアコン・冷蔵庫）、宅配ボックスおよびZEH・東京ゼロエミ住宅である場合は居住用途に供しているものとみなし、太陽光発電システム、蓄電池システム、事業所用LED照明および二酸化炭素排出量算定クラウドサービスである場合は事業用途に供しているものとみなす。ただし、助成対象機器等が当該建物の一方の用途部分のみ利用されている場合は、その用途部分に応じて判断するものとする。
- 13 助成対象経費は、いずれも消費税を除いた金額とする。
- 14 複数の機器等を設置等した際の「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないものおよび設置機器等に直接必要な付属品およびそれに係る工事費等は対象経費に含まないものとする。
- 15 対象機器等に係る他の助成金の交付決定を受けている場合は、対象経費から当該助成金の交付決定額を控除した額と別表第1に定める上限額を比較し、いずれか低い額を助成金額とする。ただし、事業所用LED、宅配ボックスにおいては、対象経費から当該助成金の交付決定額を控除した額に2分の1を乗じた額と別表第1に定める上限額を比較し、いずれか低い額を助成金額とする。
- 16 助成金額は1,000円未満を切り捨てるものとする。

しながわゼロカーボンアクション助成金（二酸化炭素排出量算定クラウドサービス）
事前協議書

品川区長あて

〒

所在地（個人事業主住所）

法人名

代表者氏名（個人事業主氏名）

電話番号

しながわゼロカーボンアクション助成事業実施要綱に定める二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入について、下記のとおり事前協議します。

利用（予定）期間※ ¹	～
導入事業所の所在地	品川区
対象サービス名	

※1：助成対象年度内とする。ただし、助成対象年度以前より継続して対象サービスを利用している場合は、助成を受けようとする年度の4月1日を利用開始日とみなすことができる。また、受付期間最終日の翌日以降も継続して利用する場合は、受付期間内で区長が定める日を設置等完了日とみなすことができる。

＜添付書類＞

(1)中小企業者であることが分かるもの（商業登記簿謄本※¹、²の写し（全部事項証明書または現在事項証明書）または直近の確定申告書（青色・白色）の写し（税務署の受付印または電子申告済の印があるもの）、営業許可書・営業証明書の写し）

(2)二酸化炭素排出量の算定を目的としたシステムであることが分かるもの（パンフレット ㊟

窓口申請者（手続き代行者）	
☐ 本人 ☐ 手続き代行者	会社名： 担当者名： 連絡先：

区使用欄			
申請区分	受付日	受付者	決定区分
☐ 来庁 ☐ 電子 ☐ 郵送	/		☐ 承認 ☐ 不承認

第2号様式（第7、8条関係）

品都環発第 号
年 月 日

様

品川区長

しながわゼロカーボンアクション助成金（二酸化炭素排出量算定クラウドサービス）
事前協議承認書

このたび協議いただきましたしながわゼロカーボンアクション助成金（二酸化炭素排出量算定クラウドサービス）について、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

1. 承認内容 協議いただいたサービスは当事業の助成予定となります。
 2. 決 定 日 年 月 日
 3. 承認を受けた者 法人名：
代表者氏名（個人事業主名）：
 4. 対象サービス名
 5. 利用（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 6. 導入事業所の所在地
 7. 留意事項 次の各号のいずれかに該当するときは、事前協議承認の取り消しとなりますので、ご注意ください。
(1) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
(2) しながわゼロカーボンアクション助成事業実施要綱の規定に付された条件に違反したとき。
 8. 問い合わせ先 都市環境部 環境課 TEL

第3号様式（第7条関係）

品都環発第 号
年 月 日

様

品川区長

しながわゼロカーボンアクション助成金（二酸化炭素排出量算定クラウドサービス）
事前協議不承認書

このたび協議いただきましたしながわゼロカーボンアクション助成金（二酸化炭素排出量算定クラウドサービス）について、下記のとおり不承認となりましたので、通知します。

記

1. 承認内容 協議いただいたサービスは当事業の助成対象外となります。
2. 決 定 日 年 月 日
3. 対象サービス名
4. 不承認理由
5. 問い合わせ先 都市環境部 環境課 TEL

しながわゼロカーボンアクション助成金（二酸化炭素排出量算定クラウドサービス）
変更・取下げ協議書

品川区長あて

〒
所在地（個人事業主住所）
法人名
代表者氏名（個人事業主氏名）
電話番号

年 月 日付で協議した、しながわゼロカーボンアクション助成金（二酸化炭素排出量算定クラウドサービス）について、下記のとおり（ 変更 ・ 取下げ ）を行うため、協議します。

1. 変更・取下げ内容

2. 変更・取下げ理由

窓口申請者（手続き代行者）	
☐ 本人 ☐ 手続き代行者	会社名： 担当者名： 連絡先：

区使用欄			
申請区分	受付日	受付者	決定区分
☐ 来庁 ☐ 電子 ☐ 郵送	/		☐ 承認 ☐ 不承認

第5号様式（第9条関係）

区 使 用 欄	整理番号	
	電子受付番号	

年 月 日

品川区長 あて

しながわゼロカーボンアクション助成金交付申請書兼請求書

しながわゼロカーボンアクション助成事業実施要綱に基づき必要書類を添付し、裏面のとおり交付申請をします。交付決定後は、決定金額を裏面の口座にお振込みください。

記

1. 申請者

申請者区分 (いずれかに☑)	区民	管理組合／ 管理者等	中小企業者	法人 (中小企業者 以外)	個人事業主
住所または所在地	〒 ー				
氏名または事業 者名・代表者名	フリガナ				
担当者名 (同上の場合は不要)	フリガナ				
電話番号					

以下は中小企業者の方のみご記入ください

業種 (いずれかに☑)	製造業、建設業、運輸業、その他	棚卸業	小売業	サービス業
資本金	円	従業員数	人	

2. 手続代行者

交付申請を申請者以外が行う場合は記載してください。

住所または所在地	〒 ー				
氏名または事業 者名・代表者名	フリガナ				
担当者名 (同上の場合は不要)	フリガナ				
電話番号					

3. 設置等の建物の状況

設置等対象建物 所在地・建物名称	〒 ー 品川区				
設置等対象建物 の状況 (複数☑可)	戸建住宅	集合住宅	事業所		

区 使 用 欄	申請区分	収受	印刷/格納	一次チェック	二次チェック	決定区分	助成決定金額					
	☐ 1:来庁 ☐ 3:電子	/	/	/	/	☐ 1:交付 ☐ 2:不交付						円
	☐ 2:郵送											

裏面あり

4. 申請対象機器等

助成対象機器等 (いずれかに☑) ※複数☑可	太陽光発電 システムA	太陽光発電 システムB	蓄電池 システムA	蓄電池 システムB
	事業所用LED 照明	家庭用燃料電池コージェ ネレーションシステム (エネファーム)	ヒートポンプ給湯器 (エ コキュート・ハイブリッ ド給湯器)	省エネルギー家 電 (エアコン)
	省エネルギー家 電 (冷蔵庫)	宅配ボックス	二酸化炭素排出 量算定クラウド サービス	ZEB設計 (2千㎡未満)
	ZEB設計 (2千㎡以上)	ZEH・東京 ゼロエミ住宅	ZEV (EV等)	ZEV (電動バイク等)
請求額(合計額)	円		※「請求額(合計額)」は、第6号様式の各対象機器の「助成金申請 額」の合計をご記載ください。 ※請求額に誤りがあった場合、修正が認められません。申請書の再提出 が必要となります。	

5. 他の助成事業との併用

国や都等の助成事業を併用しており、助成金額が確定している場合に記載してください。

助成対象機器等			
助成事業名			
実施団体または運営機関			
交付確定額	円	円	円

6. 振込先金融機関

金融機関名	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合		支店名	☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所	
金融機関コード	※不明な場合 は空欄		支店コード	※不明な場合 は空欄	
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他		口座番号 (右詰め)		
口座名義人 (カタカナ)	※必ず申請者ご本人様の口座を記入してください。 ※氏と名の間は1マス空けてください。濁点 (・) ・半濁点 (゜) は1文字として記入してください。				

対象機器等詳細説明書

しながわゼロカーボンアクション助成金の申請対象となる機器等についてご記入ください。

太陽光発電システム	設置完了年月日	年 月 日			
	製造者（メーカー名）				
	型式名および公称最大出力と使用枚数	①	W×	枚	合計 kW (小数点第3位切捨)
		②	W×	枚	
		③	W×	枚	
事業所延床面積	(事業所への設置時のみ記入) m ²				
助成対象経費 (機器費等 ^{※1} ＋設置費等 ^{※2} －他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額 ^{※3})	円 (税抜)	助成金申請額 (5万円/kW、A：上限20万円・B：上限50万円or助成対象経費のうち低い額)		円 (1,000円未満切捨)	

蓄電池システム	設置完了年月日	年 月 日		
	製造者（メーカー名）			
	型式名			
	SII登録（パッケージ）型番			
	定格容量	kWh (小数点第3位切捨)		
	事業所延床面積	(事業所への設置時のみ記入) m ²		
助成対象経費 (機器費等 ^{※1} ＋設置費等 ^{※2} －他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額 ^{※3})	円 (税抜)	助成金申請額 (3万円/kWh、上限30万円or助成対象経費のうち低い額)		円 (1,000円未満切捨)

事業所用LED	設置完了年月日	年 月 日		
	施工業者所在地	品川区		
	施工業者名			
	設置等対象建物の詳細	☐ 自己所有 ☐ 賃貸 ☐ 居住用途（アパート等） ☐ 事業用途（テナントビル等） ☐ 自己使用 ☐ 自己所有以外（賃借物件等）		
		LED照明	固有エネルギー消費効率： 1m/W	LEDモジュール寿命： 時間
		LED光源の内照式表示灯	定格寿命： 時間	
	電球形LEDランプ	エネルギー消費効率： 1m/W	定格寿命： 時間	
	助成対象経費 (機器費等 ^{※1} ＋設置費等 ^{※2} －他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額 ^{※3})	円 (税抜)	助成金申請額 助成対象経費×1/2 or 上限50万円のうち低い額 円 (1,000円未満切捨)	

エネファーム	設置完了年月日	年 月 日		
	製造者（メーカー名）			
	型式名			
	首都圏エネファームJ-クレジットハーベスティング事業への参加可否	☐ 参加可 → 「首都圏エネファームJ-クレジットハーベスティング事業 参加表明届」を提出 ☐ 参加不可 → 「別のJ-クレジット化事業に登録済み、または登録見込みであることが分かる書類」を提出		
助成対象経費 (機器費等 ^{※1} ＋設置費等 ^{※2} －他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額 ^{※3})	円 (税抜)	助成金申請額 (上限20万円or助成対象経費のうち低い額) 円 (1,000円未満切捨)		

エコキュート・ハイブリッド	設置完了年月日	年 月 日		
	製造者（メーカー名）			
	型式名			
	機器の種別（いずれかに○）	A エコキュート B エコキュート（寒冷地仕様） C ハイブリッド給湯器		
	(A・B) 年間給湯保温効率・年間給湯効率		(C) 年間給湯効率	%
助成対象経費 (機器費等 ^{※1} ＋設置費等 ^{※2} －他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額 ^{※3})	円 (税抜)	助成金申請額 (上限5万円or助成対象経費のうち低い額) 円 (1,000円未満切捨)		

省エネ家電（エアコン）	購入年月日	年 月 日		
	メーカー・機種名			
	機種型番			
	購入店舗所在地			
	購入店舗名			
	省エネルギー基準達成率	%		
	通年エネルギー消費効率	(省エネルギー基準達成率が無い場合)		
助成対象経費 (機器本体費－他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額 ^{※3})	円 (税抜)	助成金申請額 (上限1万円or助成対象経費のうち低い額) 円 (1,000円未満切捨)		

省エネ家電（冷蔵庫）	購入年月日	年 月 日		
	メーカー・機種名			
	機種型番			
	購入店舗所在地			
	購入店舗名			
	省エネルギー基準達成率	%		
	助成対象経費 (機器本体費－他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額※3)	円 (税抜)	助成金申請額 (上限1万円or助成対象経費のうち低い額)	円 (1,000円未満切捨)

宅配ボックス	設置完了年月日	年 月 日		
	購入先業者	☐ 区内 ☐ 区外		
	工事業者	(購入先業者と異なる場合) ☐ 区内 ☐ 区外		
	購入先業者名および所在地	業者名： 所在地：		
	工事業者名および所在地	(購入先業者と異なる場合) 業者名： 所在地：		
	型式名			
	ボックスの内寸（縦×横×奥行）	cm × cm × cm		
	申請カテゴリと上限金額	☐ 戸建・区内業者 上限5万円 ☐ 集合・区内業者 上限10万円 ☐ 戸建・区外業者 上限3万円 ☐ 集合・区外業者 上限8万円		
	助成対象経費 (機器費等※1＋設置費等※2－他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額※3)	円 (税抜)	助成金申請額 助成対象経費×1/2 or 上記上限額のうち低い額	円 (1,000円未満切捨)

クラウドサービス	申請対象期間	利用開始日	年 月 日	
		利用終了日	年 月 日	
	クラウドサービス名			
	助成対象経費 (初期費用＋利用料金－他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額※3)	円 (税抜)	助成金申請額 (上限30万円or助成対象経費のうち低い額)	円 (1,000円未満切捨)

ZEB設計	BELS評価書交付年月日	年 月 日		
	ZEB認証ランク	☐ ZEB ☐ Nearly ZEB ☐ ZEB Ready ☐ ZEB Oriented		
	工事種別	☐ 新築 ☐ 増改築 ☐ 既存改修		
	設計業者所在地			
	設計業者名			
	ZEB対象建築物延床面積	m ²		
	助成対象経費 (ZEB設計に係る上乗せ設計費－他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額※3)	円 (税抜)	助成金申請額 300～2,000㎡未満：上限150万円 2,000㎡以上：上限300万円 or助成対象経費のうち低い額	円 (1,000円未満切捨)

ZEH・ゼロエミ住宅	助成金確定年月日	年 月 日		
	認証種別	☐ 『ZEH』 ☐ 『ZEH＋』 ☐ Nearly ZEH ☐ Nearly ZEH＋ ☐ ZEH Oriented ☐ ZEH Ready ☐ ZEH水準 ☐ 東京ゼロエミ住宅		
	助成対象経費 (対象住宅の建築にかかる費用一式－他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額※3)	円 (税抜)	助成金申請額 (上限30万円or助成対象経費のうち低い額)	円 (1,000円未満切捨)

ZEV	初度登録年月、新車登録日 またはリース開始日	年 月 日		
	(リースの場合) リース期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
	(EV等の場合) 使用の本拠	品川区		
	(電動バイク等の場合) 定置場	品川区		
	車種	EV等	☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ 燃料電池自動車 ☐ 超小型モビリティ	
		電動バイク等	☐ 原動機付自転車・側車付二輪自動車 ☐ ミニカー	
	メーカー・機種名			
	型式名			
	助成対象経費 (車両本体費またはリース料－他の助成確定額－助成対象経費に係る値引額※3)	円 (税抜)	助成金申請額 (EV等上限10万円・電動バイク等上限2万円or助成対象経費のうち低い額)	円 (1,000円未満切捨)
※1：機器費等には、機器本体費・付属品費を含みます。 ※2：設置費等には、工事費・撤去費・処分費・設計費等の設置にかかる費用一式を含みます。 ※3：値引額が助成対象経費以外にも適用されている場合は、「助成対象経費に係る値引額」を計算してください。【計算例】助成対象経費に係る値引額＝値引額×助成対象経費（値引前）÷支払総額（値引前）				
備考（記入欄に入りきらない場合は追記してください。）				

様

品川区長

しながわゼロカーボンアクション助成金交付決定通知書

このたび申請のありましたしながわゼロカーボンアクション助成金の交付について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 審査結果 助成金の交付を決定しました。
2. 決 定 日 年 月 日
3. 助成決定者
4. 助成決定額 円
(内訳)
円
円
円
5. 助成金の支払い 本通知送付後2か月程度を目安に、しながわゼロカーボンアクション
助成金交付申請書兼請求書により指定いただきました口座へ振込みを
します。
6. 留意事項 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の取消し
となりますので、ご注意ください。
(1) 虚偽その他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
(2) しながわゼロカーボンアクション助成事業実施要綱の規定また
は助成に付された条件に違反したとき。
7. 問い合わせ先 都市環境部 環境課 TEL

第8号様式（第10条関係）

品都環発第 号
年 月 日

様

品川区長

しながわゼロカーボンアクション助成金不交付決定通知書

このたび申請のありましたしながわゼロカーボンアクション助成金の交付について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 審査結果 助成金の不交付を決定しました。

2. 決 定 日 年 月 日

3. 不交付者

4. 不交付理由

5. 問い合わせ先 都市環境部 環境課 TEL

しながわゼロカーボンアクション助成金取下届出書

品川区長あて

〒

申請者住所・所在地

申請者氏名

電話番号

私は、 年 月 日付 品都環発第 号により標記助成金の交付決定を受けましたが、下記の理由により取下げを申し出ます。

記

1. 対象機器等

2. 助成金交付決定額

円

3. 取下げ理由